

第二十二号議案

江戸川区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

江戸川区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例  
(平成三十年三月江戸川区条例第十九号)の一部を次のように改正する。  
第四条中「から第三十条」を「から第三十一条」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和三年厚生労働省令第九号)による改正後の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号。以下「新省令」という。)第一条の二第五項及び第二十七条の二(新省令第三十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」と読み替えるものとし、新省令第十八条(新省令第三十条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは、「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定め

- ておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と読み替えるものとする。
- 3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新省令第十九条の二（新省令第三十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」と読み替えるものとする。
- 4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新省令第二十一条の二（新省令第三十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」と読み替えるものとする。

（説明）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の改正を踏まえ、指定居宅介護支援等に係る基準を改めるため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。